

○野迫川村子ども医療費助成条例

昭和48年10月1日

条例第8号

改正 昭和57年12月17日条例第9号

昭和60年3月20日条例第17号

昭和61年6月23日条例第4号

平成6年10月4日条例第9号

平成8年12月18日条例第18号

平成10年3月11日条例第4号

平成12年12月14日条例第16号

平成14年9月10日条例第14号

平成17年7月12日条例第26号

平成19年3月7日条例第10号

平成20年3月11日条例第4号

平成26年3月26日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいい、「就学児」とは、乳幼児以外の子どもをいう。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被扶養者である子ども又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもを主として養育しているものとし、この場合においての子どもは、野迫川村の区域内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 前年の所得(1月から7月までの間に受けた子どもの医療に係る医療費については、前

前年の所得とする。)が、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額を超える者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例による。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(就学児にあつては、入院に係る医療費に限る。)のうち、当該法令の規定によつて、対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 村長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 村長は、対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児又は就学児であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに村長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によつてこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、村長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条の2 村長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限

度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以後に受けた乳児の医療に係る医療費について適用する。

附 則(昭和57年条例第9号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた医療にかかる条例による改正前の野迫川村乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の野迫川村乳児医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和59年10月1日(以下「適用日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の野迫川村乳児医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則(昭和61年条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の野迫川村乳児医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年4月1日(以下「適用日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の野迫川村乳児医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則(平成6年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の乳児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による野迫川村乳児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第4号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の野迫川村乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の野迫川村乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第26号)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野迫川村乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野迫川村乳幼児医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野迫川村子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。